

公益財団法人特別区協議会契約における暴力団等排除措置要綱

平成25年2月4日

理事長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人特別区協議会（以下「この法人」という。）の契約における暴力団等の関与を防止する措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この法人の契約 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、設計、測量、建設コンサルタント業務、物品の購入、業務委託、役務の提供、財産の買入れ、売払い、貸付等のこの法人が発注する全ての契約をいう。
- (2) 入札参加資格者 この法人の契約に関し、公益財団法人特別区協議会契約事務規程（平成22年規程第26号。以下「契約事務規程」という。）第7条の規定による一般競争入札の参加資格又は第36条の規定による指名競争入札の参加資格を有する者（この法人と随意契約を締結しようとする者を含む。）をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。））第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等、この法人の契約に関し、契約の相手方に工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を行う団体及び個人その他の暴力団関係者をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 下請負人等 この法人の契約において、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人（二次以降の下請負人及び資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。）及び委託業務を第三者に委託する場合（再委託）の受託者をいう。
- (6) 契約担当者 契約事務規程第2条第2項に規定する契約担当者をいう。

(入札参加除外措置等)

第3条 この法人の理事長（以下「理事長」という。）は、入札参加資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、同表各号に定める期間において、当該入札参加資格者をこの法人の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）に対して、入札参加除外措置決定通知書（別記様式第1号）により通知するものとする。

(勧告措置)

第4条 理事長は、入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、必要な措置の勧告を行うことができる。

2 前項の勧告は、暴力団等排除措置に関する勧告書（別記様式第2号）により行うものとする。

(入札参加除外措置の解除)

第5条 理事長は、入札参加除外者について、入札参加除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ、当該入札参加除外者から入札参加除外措置の解除の申請があり、同表各号に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、当該入札参加除外措置を解除することができる。

2 前項の入札参加除外措置の解除の申請は、入札参加除外措置解除申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

3 理事長は、第1項の申請を行った入札参加除外者に対して、入札参加除外措置の原因となった事実が解消した旨の報告書、将来にわたり別表の各号に掲げる措置要件に該当する行為等をしない旨の誓約書その他の必要な書面の提出を求めることができる。

4 理事長は、第1項の規定により入札参加除外措置の解除を行ったときは、当該入札参加除外者に対して、入札参加除外措置解除決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

5 理事長は、入札参加除外措置を解除できないときは、当該入札参加除外者に対して、入札参加除外措置継続通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(入札参加資格の審査における排除)

第6条 契約担当者は、入札参加資格の審査に当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第7条 契約担当者は、この法人の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加又はその資格を認めてはならない。

2 契約担当者は、一般競争入札の入札参加又はその資格を認めた者が、契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加若しくは資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告等において周知するものとする。

4 契約担当者は、第2項の規定により当該入札参加又は資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りをを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第8条 契約担当者は、この法人の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 契約担当者は、指名競争入札の指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項に規定する措置は、あらかじめ通知等において周知するものとする。

4 契約担当者は、第2項の規定により当該指名を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第9条 理事長は、入札参加除外者を、随意契約の相手方としてはならない。

(下請負等の禁止)

第10条 理事長は、入札参加除外者が、下請負人等としてこの法人の契約に関与することを承認しないものとする。

2 理事長は、この法人の契約の相手方(以下「契約の相手方」という。)が、入札参加除外者を下請負人等としていたときは、当該契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めることができる。

(準用)

第11条 第3条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員又は組員とする特定建設共同企業体又は事業協同組合について準用する。

(契約の解除)

第12条 契約担当者は、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(不当介入等に対する措置)

第13条 契約担当者は、契約の相手方が、当該契約の履行に当たり、不当介入等を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 契約担当者は、契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督を行うべき下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該契約の相手方が当該下請負人等に対し報告を求め、警察へ届出を行うよう指導するように求めるものとする。

3 契約担当者は、契約の相手方又は下請負人等が不当介入等を受け、当該契約の履行遅延等が発生するおそれがあると認められる場合は、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められるときに限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 理事長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(事務処理)

第15条 この要綱に定める入札参加除外措置等に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱の実施に関して、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。